

平成26年度

新潟市人権施策  
の実施状況

平成 27 年 9 月

新潟市市民生活部広聴相談課市民相談室

## 分野別人権施策の実施状況（平成26年度実績）

本市は、「人権文化」の創造・定着に向けて、市民と市が協働して行動するための指針として、平成20年3月に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。この計画を受けて実施した平成26年度における各分野別人権施策の実施状況を掲載しています。

### 目次

分野別の項目	実施 事業数	所管する 所属数	ページ
<b>分野 1 人権教育・啓発の推進</b>	14	6	2
所管する所属：	広聴相談課，市民生活課，消費生活センター，雇用対策課，人事課， 公民館		
<b>分野 2 女性</b>	18	3	6
所管する所属：	男女共同参画課，雇用対策課，公民館		
<b>分野 3 子ども</b>	13	8	18
所管する所属：	広聴相談課，こども未来課（児童相談所），学校支援課 北区・秋葉・南区・西蒲区区民生活課，公民館		
<b>分野 4 高齢者</b>	2	2	22
所管する所属：	高齢者支援課，公民館		
<b>分野 5 障がい者</b>	11	4	24
所管する所属：	障がい福祉課，こころの健康センター，公民館，広聴相談課		
<b>分野 6 同和問題</b>	7	3	26
所管する所属：	歴史文化課，学校支援課，生涯学習課		
<b>分野 7 外国籍市民</b>	5	2	28
所管する所属：	国際課（（財）新潟市国際交流協会），広聴相談課		
<b>分野 8 感染症患者等</b>	4	1	29
所管する所属：	保健所保健管理課		
<b>分野 9 新潟水俣病被害者</b>	4	1	30
所管する所属：	保健衛生総務課		
<b>分野 10 インターネットによる人権侵害</b>	2	1	32
所管する所属：	学校支援課		
<b>分野 11 さまざまな人権問題</b>	1	1	33
所管する所属：	防災課		
<b>実施事業数の合計</b>	<b>81</b>		

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
1 人権教育・啓発の推進	1	『新潟市自治基本条例』の基本理念である「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政」に基づき「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指すため、市職員は率先して人権尊重の重要性を学び、各々の業務遂行のなかで十分活かしていきます。同時に、地域社会全体の取組が必要なことから、国や県、企業、NGO(※1)/NPO(※2)をはじめとした民間団体などと協働しつつ、人権教育・啓発を進めます。	啓発物品の作成	人権啓発クリアファイル(名入れ)を作成し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発クリアファイルを作成し、そのクリアファイル内に人権啓発冊子等を入れ、「人権イラスト展」「人権啓発講演会」などのイベント参加者や関係機関、市役所窓口等で配布し、人権啓発を図った。 作成部数: 人権啓発クリアファイル 2,000部	395	啓発冊子のみの配布では、手に取り、持ち帰ることが少ないが、クリアファイルに入れて配布することで持ち帰ってもらえた。人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知が図れた。	人権が身近にあることや人権相談窓口を周知し続けることが人権啓発の上で重要なことと考えている。今後も、人権啓発として効果的な物品の作成や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課
	2		啓発冊子購入	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「一緒に考えよう 外国人の人権」「オリンピック・パラリンピックと人権」「人権マンガ『自分らしく生きる』」などを購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布した。	710	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子を一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権啓発冊子の配布は、人権啓発のうえで必要な手法であるし、今後も継続する必要がある。今後も、分かりやすい人権啓発冊子の選定や配布方法を検討していく必要がある。	広聴相談課
	3		ミニ人権展	人権に関わる掲示物を展示することにより人権啓発を図る。	さまざまな人権に関わるパネル等と人権イラスト展の入賞作品を展示し、人権啓発を図った。 開催日:平成27年1月8日(土) ～2月3日(火) 会場:ほんぼーとエントランスホール 展示概要【協力先】: ①人権イラスト展入賞作品と子どもの権利条約パンフレット教材活用【広聴相談課・学校支援課】 ②市内小・中学校の人権活動事例【学校支援課】 ③人権擁護委員の活動【新潟、新津人権擁護委員協議会】 ④江戸時代の新潟町のキヨメ役の人たちの仕事と役割【歴史文化課】 ⑤DVがまんしないで(配偶者暴力相談支援センター)【男女共同参画課】 ⑥水俣病の概要と地域推進福祉条例【保健衛生総務課】 ⑦高齢者トラブル防止ポスター(消費生活センター) ⑧女性労働問題相談室の案内ポスター【雇用対策課】 ⑨拉致問題啓発ポスター【防災課】 ⑩こども虐待防止啓発ポスター【こども未来課】 ⑪高齢者虐待防止ポスター【高齢者支援課】 ⑫新潟市人権教育・啓発推進計画について【広聴相談課】  (人権イラスト展の詳細は「3 子ども」を参照)	0	さまざまな人権に関わるパネル等と人権イラスト展の入賞作品を展示し、広く市民に見てもらうことにより「人権」の理解を深めてもらう機会をつくり、人権啓発に努めた。	展示内容や開催会場の規模拡大を含めた検討をしながら、今後も継続して開催し、人権教育・啓発に繋げていくことが課題である。	広聴相談課

1 人権教育・啓発の推進	4	人事担当職員対象 人権研修	市各部局人事担当職員 を対象に人権研修を行 い、人権意識を高める。	【人事担当職員対象人権研修】 開催日：平成26年4月25日（金） 対象：市各部局人事担当職員 内容：同和問題、身元調査問題を考え、 人権意識を高めた。 受講者数：21人	15	市各部局人事担当職員を対象に人権研 修を行い、人権意識を高め、公正採用を 周知した。	市各部局人事担当職員を対象に人権研 修を行い、人権意識を高め、公正採用を 周知した。	広聴相談課
	5	新潟市人権教育・啓 発推進計画の改訂	平成20年3月に策定した 「新潟市人権教育・啓発 推進計画」の改訂を行っ た。	「新潟市人権教育・啓発推進委員会要 綱」に基づき、「新潟市人権教育・啓発 推進計画」の改訂のため、委員会を開 催し、改訂を行った。	347	本市の人権教育及び啓発の総合的かつ 計画的な推進を図ることを目的とし、関係 機関とのより一層の連携や相談体制の充 実などの視点を盛り込み改訂を行った。	今後も本市の人権教育及び啓発の総合 的かつ計画的な推進を図ることが必要で ある。	広聴相談課
	6	窓口職員人権研修	窓口職員を対象に人権 研修を行い、人権意識を 高める。	【窓口職員人権研修】 開催日：①平成26年6月10日 ②平成26年6月26日 ③平成27年2月4日 対象：市各部局窓口担当職員 内容：「人権意識を持って市民対応を」 受講者数：113人	27 (厚生研修 費)	窓口業務に従事する職員を対象に、新潟 県人権・同和センター講師による人権研修 を開催。 具体的事例をもとに、窓口対応で気をつけ なければならないポイントを学び、職員の人 権に対する理解と認識を深めることに繋 がった。	窓口で市民対応に従事する市職員とし て、人権を常に意識しながら業務に取り組 むよう、引き続き研修を実施する。 参加しやすいよう複数回開催しているが、 定例的な人権研修が少ない非常勤・臨時 職員に積極的に参加を呼びかける。	市民生活課
	7	消費生活相談事業	消費者問題を生じさせる 一因は消費者と事業者 間の情報量や交渉力の 格差であり、その格差を 解消するためには、消費 者の権利を尊重すると ともに、自立した消費者 の育成を図る必要がある。 そのため、消費者の権 利や自立の支援に取り 組むと共に、消費者被害 の救済のため、消費生 活相談業務を行った。	【消費生活相談受付時間】 祝日・振替休日・西堀ローサレ館日・年 末・年始を除く日 午前8時30分～午後5時30分 【多重債務相談受付時間】 祝日・振替休日・西堀ローサレ館日・年 末・年始・第1・3・5土日を除く日 午前9時～午後4時	2,970	年間の相談件数は4,376件(うち多重債務 相談249件で、平成25年度実績4,106件(う ち多重債務244件)に比べて、106.6%に増 加した。 解決率(助言+その他情報提供+斡旋 解決/全相談件数)は88.9%で、平成25 年度実績に比べて1.3%向上した。	消費生活相談は幅広く多様性があると ともに、悪質商法や特殊詐欺などの相談で は、短期間で手口が変化する一方で、国 の法令がそれに対応して改正される場合 があります。このため消費生活相談員は 常に新しい情報を求めるとともに、研修 を通じて知識を積み重ねることが必要で ある。	消費生活セ ンター
	8	消費者啓発・情報 提供事業	消費者被害の未然防止 と拡大防止及び自立した 消費者の育成を目指す ため、消費者学習等の 支援を幅広く推進した。	・市政さわやかトーク宅配便「だまされな い悪質商法」の開催・・・(通年) ・くらしの一日教室「生活に役立つ講座」 の開催・・・(6回/年) ・くらしのレポーター「消費者リーダーの 育成」研修会の開催・・・(6回/年) ・消費者月間事業の開催 平成26年5月24日(土) ～25日(日) ・各種啓発資料の作成	2,159	・市政さわやかトーク宅配便・・・45回 ・くらしの一日教室・・・6回 ・くらしのレポーター研修会・・・6回 ・消費者月間事業・・・不用品販売会1回、 くらしの1日教室1回(再掲)・各種啓発 ・平成26年度は前年度より270件相談件数 が増加した。	消費者被害未然防止のために、継続した 情報提供が必要である。	消費生活セ ンター
	9	高齢者の消費者被害 の防止に向けた 取り組み	高齢者の消費者被害の 防止には、常日頃の見 回りが有効であるため、 マンパワーを有する各区 の包括支援センターの 協力を得て取り組むと ともに、新潟県、県弁護士 会等と情報交換した。	各区の包括支援センターの連絡会議など で、被害の発見と消費生活センターに 情報の提供を依頼した。 新潟県が主催した「高齢者の消費者被害 防止意見交換会」のメンバーとして新 潟県、県弁護士会等と意見交換して、 高齢者被害に関する実態について理解 を深めた。	1,123	・各区高齢介護係主催の地域包括支援セ ンター会議で説明(回数：7回 20包括) ・区役所健康福祉・保護課長会議で説明 (1回) ・第1回査察指導員会議で説明(1回) ・市政さわやかトーク宅配便(再計) 42高 齢者団体	高齢者・障害者に、いかにして情報を届ける か、あるいは地域包括支援センターや ケアマネージャー、ヘルパー、民生委 員などに継続して情報を伝え続けることが 必要である。	消費生活セ ンター
	10	若者の消費者被害 の防止に向けた 取り組み	若者の消費者被害の防 止に向けた取り組み	・若者の消費者被害の未然防止のため、 関東甲信越の1都9県及び政令市と ともに、若者を対象とした悪質被害防止 キャンペーンを実施 ・若者向けの雑誌に広告を掲載(1回)	1,123	・大学1校及び高校生などを対象に市政さ わやかトーク宅配便を計2回実施した。 ・専門学校や大学に配布される若者向け の雑誌への広告なので、随時若者に見て もらえると考えている。	学校での消費者教育の取組が広がるた めには、文部科学省などの積極的な支援 が必要である。	消費生活セ ンター

1 人権教育・啓発の推進	11	賃金労働時間等実態調査	市内事業所における労働者の賃金等、労働条件の実態について調査し、労使関係の安定化に寄与するとともに、労働行政の基礎資料とする。また、市ホームページでの公表のほか、調査回答事業所や研究教育機関などに配布し、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備に向けた啓発を図る。	【調査の内容】 対象:常用労働者を10人以上雇用している市内事業所から無作為に2,000事業所を抽出。 基準日:毎年7月31日現在 調査結果の公表	993	本調査を通し、労働者の環境や実態を明らかにし、労使関係の安定化に寄与したほか、労働行政における基礎資料として一定の役割を果たしてきたと考えられる。	本調査を通じて適切な雇用管理など労働環境への意識を高めるよう啓発していく。	雇用対策課
	12	市職員に対する人権関係の意識啓発講座	市職員に対する人権関係の意識啓発講座	①開催日 ②内容(講師) ③参加人数 ※会場はいずれも新潟市役所  【新任職員】 ①平成26年5月20日(火)・10月10日(金) ②人権概論(新潟法務局)、新潟水俣病(庁内講師)、男女共同参画(庁内講師) ③123名 【一般職員(概ね採用3~5年目)】 ①平成26年6月4日(水) ②同和問題等(部落解放同盟新潟県連合会) ③136名 【採用9・10年目研修】 ①平成26年9月17日(水) ②新潟水俣病(庁内講師)、男女共同参画(庁内講師) ③75名 【新任係長研修】 ①平成26年5月7日(水) ②同和問題等(敬和学園大学教授)、新潟水俣病(庁内講師) ③169名 【新任課長補佐研修】 ①平成26年5月13日(水) ②人権問題(庁内講師) ③82名 【新任課長研修】 ①平成26年5月7日(水) ②人権全般(庁内講師) ③67名	24	研修アンケートより ・まだ根深く存在する差別問題を再認識できた。 ・差別は現代にも実在する。聞いていた言葉ではあったが、現実のことではないと思っていた。問題点について知り、公共の福祉、人権教育の必要性を考えていきたい。 ・今後、自分の業務において、自分が何ができるのか考えさせられた。 ・行政の立場として、同和問題を意識することは大切だと思った。	研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことができるよう、研修内容の充実を図っていくこと。	人事課
	13	ひゅーまんライフセミナー	身近な人権について学び自分にできることを考える。	開催:平成26年11月20日(木)・27日(木)・12月4日(木)・11日(木) 会場:北地区公民館 対象:成人 内容: 11月20日「知っていますか? 拉致問題の話」 11月27日「知っていますか? 子どもの人権の話」 12月4日「知っていますか? 女性の人権の話」 12月11日「考えてみましょう わたしたちができること」	56	・この講座を通じて「身近な問題点を知ることから、人権について考え、意識を深めることができた」 ・「人権」を身近な問題として考えるきっかけになった。男性の参加もあり、いろいろな年代の方に「人権」について学んでもらえたので有意義であった。	いろいろな方面から身近な人権について学ぶことができたが、もっと掘り下げて学ぶことも必要。	北地区公民館

<p>1 人権教育・啓発の推進</p>	<p>14</p>		<p>人権講座</p>	<p>日常生活の中の人権について鋭敏な視点を持つ。暮らしの中の人権について考える。</p>	<p>開催日:平成27年2月20日(金)・27日(金)・3月6日(金)・13日(金) 会場:坂井輪地区公民館 対象:成人 内容:「身近な問題から考える暴力とは何か ～非暴力と人権～」,「非暴力ワークショップを楽しく学ぶ① ～紛争のコントロール～」ほか 参加者数:延べ43人</p>	<p>55 人権学習の入門編として、日常生活の中にある様々な暴力に気付く、非暴力ワークショップの基礎を体験する、非暴力ワークショップの意味を考えるという構成の連続講座とした。 わかりやすい内容で受講生の満足度は高いものとなった。継続実施の要望もあり、今後教育関係者にも呼びかけていく。</p>	<p>坂井輪地区公民館を利用している学習サークルとの共同企画、市内の大学からアドバイスをもらい事業実施しているおり、今後も同様の体制で実施していきたい。</p>	<p>坂井輪地区公民館</p>
-------------------------	-----------	--	-------------	---	--	--	--	-----------------

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
2 女性	1	女性も男性も性別に関わりなく、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、家庭と仕事を両立し、その個性と能力が十分に発揮できる新潟市の実現をめざし、市民、事業者及び市民団体と協働しながら、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点施設として教育・啓発活動に取り組んでいきます。 また、働く女性や再就職を求める女性に対し、必要な情報提供や相談などに取り組みます。	男女共同参画啓発事業	市民・事業者・市民団体や庁内外の関係機関と連携し、条例や行動計画に基づき啓発を進め、男女共同参画社会を実現することを目的とする。	◎区啓発事業 【北区】 開催日:平成26年11月22日(土) 会場:葛塚中学校 内容:男性の料理教室 「本場両国の味! あったかちゃんこ鍋」 講師:旅館長岡屋 長岡 敏郎さん 参加者数:24人 【東区】 開催日:平成26年7月21日(月・祝) 場所:東総合スポーツセンター 内容:東区区民ふれあい祭りにおける男女共同参画啓発事業 【中央区】 開催日:平成26年12月7日(日) 会場:ほんぽーと 内容:講演会「DV 事例から学ぶ“今”できること」 講師:NPO法人新潟フェミニストカウンセリングセンターまど 理事 寺崎泰子さん、新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課ストーリー・子ども女性安全対策室 課長補佐 佐藤敬さん 参加者数:32人 【江南区】 ①開催日:平成26年6月20日(金) 場所:JR亀田駅東西自由通路 内容:男女共同参画週間街頭キャンペーン ②開催日:平成26年7月26日(土) 会場:江南区文化会館 内容:メディア・リテラシー講座 「つながる喜びと忍び寄る危険～スマホ・ネットとどう付き合う?～」 講師:新潟県立大学国際地域学部教授 石川 伊織さん 参加者:21人	4,465	区役所や各区の男女共同参画地域推進員などと協働・連携し様々な工夫を凝らしながら男女共同参画について啓発を行った。 また、多くの高校や大学などでデートDV(※3)防止セミナーを引き続き開催することにより、若い世代からのDV(※4)防止に向けた啓発が着実に図れている。	区役所や各区の男女共同参画地域推進員との協働・連携による事業やデートDV防止セミナーを引き続き行っているが、参加者数が限られていることから、もっと多くの市民への啓発が必要である。	男女共同参画課

<p>2 女性</p>	<p>(1)</p>	<p>(男女共同参画啓発事業)</p>		<p>【秋葉区】 開催日：平成27年2月22日（日） 会場：新津健康センター 内容：お父さんの料理教室 「～お家で簡単♪イタリアンランチ～」 講師：秋葉区男女共同参画地域推進員 土橋 雅幸 さん 参加者数：24人</p> <p>【南区】 開催日：平成27年2月8日（日） 会場：白根健康福祉センター 内容：男の料理教室 講師：秋葉区男女共同参画地域推進員 土橋 雅幸 さん 参加者数：14人</p> <p>【西区】 内容：区役所だよりを使った男女共同参画に関する周知啓発（12月21日号に掲載）</p> <p>【西蒲区】 開催日：平成26年8月30日（土） 場所：上堰潟公園 内容：男女共同参画週間街頭キャンペーン</p> <p>◎ デートDV防止セミナー 大学生・専門学校生・高校生などを対象に、デートDVに対する認識を深めてもらい、若年層からの暴力防止の啓発を図る。 14校で18回実施。 受講者数：延4,112人</p> <p>◎ 行動計画実施事業評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価対象平成25年度実施事業 【第2次新潟市男女共同参画行動計画】</p> <p>◎ 第1次評価 （事業所管課による自己評価）</p> <p>◎ 第2次評価 （男女共同参画課による評価）</p> <p>◎ 第3次評価 （男女共同参画審議会からの意見）</p> </div> <p>◎ 男女共同参画に関する基礎調査 定期的に市民の意識と実態を調査し、男女共同参画に関する計画策定や施策立案、評価指標などの資料とする。 調査対象：市内在住の15歳以上の男女4,000人 調査基準日：平成26年6月1日</p>			<p>(男女共同参画課)</p>
-----------------	------------	---------------------	--	--	--	--	------------------

<p>2 女性</p>	<p>2</p>	<p>仕事と生活の調和の推進</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス(※5)の推進と、性別による固定的役割分担意識の解消を図る。</p>	<p>◎ 男性の育児休業取得奨励金 育児休業を取得した男性労働者及びその事業主に対して育児休業取得奨励金を支給する。 【支給対象者・支給額】 育児休業を取得した男性労働者 10万円 対象労働者を雇用する事業主 30万円(1回限り) 【主な支給要件】 (1)常用雇用者が300人以下の中小企業 (2)市内在住の男性労働者が、3歳未満の子どもに対し連続10日以上 の育児休業を取得 (3)男女共同参画に関する職場研修の実施や本人からの体験記などの提出 【平成25年度実績】 15件(男性労働者:15人、事業主:13社)  ◎ 男性の育児休業取得促進シンポジウム 開催日:平成26年10月25日(土) 場所:ユニゾンプラザ 内容: ・基調対談「男として 夫として 父親として」 ダイヤモンド☆ユカイさん、NPO法人KIRALI代表理事 福井正樹さん ・トークセッション「パパの子育て、どう思います!？」 育児休業取得経験者 蒲澤拓哉さん、社会保険労務士 高野真規さん、ダイヤモンド☆ユカイさん、福井正樹さん ・パネルディスカッション「企業の新しい経営戦略・人事戦略としての子育てしやすい職場環境づくり」 ㈱第一印刷所 常務取締役総合監理本部長 布村元義さん、㈱新宣 常務取締役 佐野由香利さん、㈹新津清掃社 代表取締役 前田正美さん、クラウドドライブ・ジャパン 代表理事 大堀正幸さん、クラウドドライブ・ジャパン 理事 橋口幸子さん 参加者数:312人  ◎ワーク・ライフ・バランス推進のための企業コンサルティング コンサルティング実施企業:㈱第一印刷所、㈱新宣、㈹新津清掃社</p>	<p>7,647</p>	<p>本制度の周知や職場研修会の実施を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進と性別による固定的役割分担意識の解消に寄与する。</p>	<p>男性が育児休業を取得し子育てに積極的に関わられるようにするためには、事業主と男性労働者本人だけでなく社会全体の意識を高める必要がある。 (H26男性の育休取得率:2.1%)</p>	<p>男女共同参画課</p>
-----------------	----------	--------------------	---	---	--------------	--	---	----------------

<p>2 女性</p>	<p>3</p>	<p>男女共同参画推進センター事業</p>	<p>男女共同参画推進センターにおいて、啓発や人材育成のための各種講座を開催し、また、男女共同参画に関するさまざまな情報を提供する情報図書室の運営を行い、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>【女性の生き方講座(子育て期)】 開催日:平成26年5月16日～6月6日金曜全4回 会場:アルザにいがた 内容:わたしがつくるHappy recipe～夢を叶えるメソッド～ 参加者数:延べ90人</p> <p>【男性の生き方講座(子育て期)】 開催日:平成26年6月29日～7月12日土曜、日曜 全3回 会場:アルザにいがた、食育センター 内容:Men' Labo～パパからはじめるHappy Life～ 参加者数:延べ43人</p> <p>【女性の生き方講座】 開催日:平成26年10月23・30日木曜全2回 会場:アルザにいがた 内容:毎日がぐんと楽になる!「自分で決める「美」と月経 参加者数:延べ40人</p> <p>【男性の生き方講座(定年期)】 開催日:平成27年1月24・31日土曜全2回 会場:アルザにいがた 内容:男たちのわたし探し～今までよりもこれからを～ 参加者数:延べ25人</p> <p>【働く女性の生き方講座】 開催日:平成27年2月28日土曜 会場:アルザにいがた 内容:働き続ける!を応援する 働く女性の知恵袋「収入1万円からはじめる起業」 参加者数:15人</p> <p>【再就職支援講座】 開催日:平成26年12月11日木曜 会場:アルザにいがた 内容:専業主婦の就活ナビ 参加者数:6人</p> <p>【自己尊重トレーニング講座】 開催日:平成26年5月20日～7月8日 火曜全8回 会場:アルザにいがた 内容:女性が日々の暮らしの中で抱えるさまざまな問題を、自分自身や社会との関係の中で考え、自分を肯定することにより自分らしい生き方ができるよう支援する 参加者数:延べ112人</p>	<p>8,834</p>	<p>男女共同参画を推進する拠点施設として、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮することができる社会の実現について考え、行動に結びつける講座の開催や、男女共同参画に関する図書や情報を提供し、男女共同参画を推進した。</p>	<p>男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の周知と、講座参加者や図書室利用者などセンター利用の拡大に努め、男性や若い世代の意識啓発に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>男女共同参画課</p>
-----------------	----------	-----------------------	--	---	--------------	---	--	----------------

<p>2 女性</p>	<p>(3)</p>	<p>(男女共同参画推進センター事業)</p>		<p>【自己表現トレーニング講座】 開催日:平成26年9月30日～11月18日 火曜全8回 会場:アルザにいがた 内容:公平でかつ相手を大事にしなが ら自分をきちんと表現することの意味と 方法をこれまでの自分を振り返りなが ら実践的に学ぶ 参加者数:延べ100人</p> <p>【男女共同参画講座 アルザdeシネマ】 開催日:平成26年7月10日木曜 会場:アルザにいがた 内容:「人生いろいろ」上映会 参加者数:55人</p> <p>開催日:平成26年12月20日土曜 会場:万代市民会館 多目的ホール 内容:「そして父になる」上映会 参加者数:127人</p> <p>【相談に携わる方のための講座】 開催日:平成26年12月20日土曜 会場:万代市民会館 大研修室 内容:DV家庭や虐待下で育った子ども と親への支援 参加者数:57人</p> <p>【ジェンダー(※6)で社会を考える講座】 開催日:平成27年2月15日～3月8日 日曜全4回 会場:アルザにいがた 内容:試される命と性～なぜ、いつま でも女性は利用されるのか～ 参加者数:延べ110人</p> <p>【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座】 開催日:平成26年11月29日,12月13日土 曜 会場:アルザにいがた 内容:女性のからだと健康 参加者数:延べ19人</p> <p>【情報図書室】 開館日:火～金曜 午前10時～午後7時 土・日曜(第2・4日曜除く) 午前10時～午後5時 ※祝・休日,第4月曜が祝・休日の場合 の火曜、図書整理日(第1水曜)、蔵書 点検期間、12月29日～1月3日は休館 年間貸出実績:貸出人数 2,572人 貸出冊数 4,956人</p>				<p>(男女共同 参画課)</p>
-----------------	------------	-------------------------	--	---	--	--	--	-----------------------

2 女性	4	相談体制の充実	女性に対する暴力やこころとからだの悩みなどについて、電話や面接による相談事業を実施し解消に向けた支援を目的とする。	【こころの相談】 面接相談 開設日：火・水（第4除く）・木・金・土曜 午前10時～午後5時30分 会場：アルザにいがた相談室 相談実績：延べ 728人 電話相談 開設日：火・金曜 午後2時～8時 水・日曜 午前10時～午後4時 会場：アルザにいがた相談室 相談実績：延べ1,030人 ※祝・休日、第4月曜が祝・休日の場合の火曜、12月29日～1月3日は休み  【女性のこころとからだ専門相談】 開設日：第2水曜 午後2時～5時 第4水曜 午前9時～午後1時 会場：第2水曜 新潟大学保健学科 第4水曜 アルザにいがた相談室 相談実績：延べ63人 ※祝・休日、12月29日～1月3日は休み	4,950	男女共同参画の視点に立ち、相談者の問題解決のための支援を行った。	支援の充実を図るため、他機関との連携をより強化する必要がある。	男女共同参画課
	5	配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実を図ることを目的とする。	配偶者等からの暴力(DV)に関する専門の相談支援窓口として、相談体制を充実させるとともにDV被害者への総合的な支援に向け関係機関と連携する。またDVに関する正しい知識を広め、DVを容認しない社会づくりに努める。	14,038	機会を捉えDV相談窓口の周知を行った。また電話及び面接相談の際には、DV被害者を総合的に支援するために、関係機関等と連携を図った。	DV相談窓口の周知及び自立支援策の充実のため、庁内外の関係機関等との連携をさらに強化する必要がある。	男女共同参画課
	6	女性緊急一時保護等事業費補助金	DV被害者の支援を目的とする。	配偶者等からの暴力(DV)を逃れるための緊急一時保護事業や自立支援を行う民間団体の保護施設運営費に対して補助を行う「女性緊急一時保護等事業費補助金」を支給。	1,000	民間団体が行う支援活動を援助し連携することにより、被害者の支援の充実につながる。	民間団体による女性への緊急一時保護事業は、行政機関から紹介されたもののほか、DV防止法対象外の事例を取り扱うなど、民間シェルター及びステップハウス(※7)が担う役割は非常に大きく、今後も様々な暴力に対応した避難及び自立支援施設として利用が増えることが見込まれる。	男女共同参画課
	7	アルザフォーラムの開催	市と市民による実行委員会の主催により、男女共同参画について広く啓発する講演会の開催や、さまざまな課題に取り組む市民団体によるワークショップ(※8)等をアルザにいがたで開催し、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。	開催期間：平成26年11月15日土曜～11月24日月曜・祝 会場：アルザにいがた 他 【基調講演】 開催日：平成26年11月15日土曜 内容：知ろう世界は変えられる 講師：雨宮処凛(作家・活動家) 吉野一徳(哲学・教育学者) 参加者数：232人 【ワールド・カフェ】 開催日：平成26年11月16日日曜 内容：100人男子会×女子会～ウチらの未来 ぶっちゃけ作戦会議！～ 参加者数：42人 【ワークショップ】 20団体 【協賛事業】 4団体 【各区協賛 男女共同参画推進事業】 8区で開催	1,400	自分らしく生きることの大切さや生きやすい社会にするには、一人ひとりに何ができるのかを考え、一歩踏み出して主体的に男女共同参画に関わることを勧める機会となった。	男女共同参画の裾野をより広げるため、幅広い世代から多くの参加者が得られるようなフォーラムにしていける必要がある。	男女共同参画課

2 女性	8	女性労働問題相談室	女性が働くうえで日頃から疑問に思っていることや公的保険・年金、就職・離職、育児・介護休業などの問題について社会保険労務士による相談室を開設し、不安の解消を目的とする。	開設日：第2第4土曜日(祝日を除く) 午後2時～4時 会場：万代市民会館 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」 その他：6月・10月を出張相談月間とし、各区で出張相談を実施(6月・4区、10月・4区)	280	女性が働くうえでの疑問・悩み・分りづらい公的保険などについて、社会保険労務士が専門的に相談を受けることにより、個々に応じた必要な情報提供ができた。	今後も6・10月の出張相談を含め、女性の悩みを相談できる場として継続していく。また、より多くの市民に周知ができるよう広報の方法を検討する。	雇用対策課
	9	マザーズ再就職支援セミナー	結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者に対し、就職活動のノウハウや保育施設に関する情報等を提供し、就職の可能性を高めることを目的とする。	対象者：ハローワーク新潟の求職登録者や結婚、出産、子育て等で離職し、再就職を希望する者 開催日：平成26年9月26日(金) 平成27年1月15日(木) 会場：万代市民会館403・404会議室(保育あり) 内容：保育園の制度、就職活動のポイント、働く上で知っておきたい社会保険、税金などについてなど。 参加者数：9月…37名 1月…27名	0	結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者に、現在の保育施設情報や、社会保険や税金についての知識を提供することにより、少しでも就職活動の不安を軽減し、再就職へのスタートの手助けができる。	今後も結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する人に、今後も継続して行っていく。	雇用対策課
	10	働く女性のハンドブック	男女共同参画社会実現に向けて、啓発することを目的とする。	働く女性や再就職を求める女性が利用できる様々な制度や男女雇用機会均等法等の労働関係法をわかりやすく解説するとともに、社会保険や能力開発・相談窓口などの情報を掲載した「働く女性のために」を発行し、市民に配布。 発行部数：4,000部 配布先：市役所窓口(本庁舎、各区役所、出張所等)、労働関係機関、市内大学、市内社会福祉法人	330	男女雇用機会均等労働に関する基本となる法律をわかりやすく周知する内容にし、男性女性にかかわらず周知・啓発を行った。本冊子を市民の手に届きやすい市役所出先窓口や関係機関窓口等に設置することにより、働く女性や再就職を求める女性に役立つ諸制度や労働関係法、相談窓口等の情報を提供することができた。また、各公民館などが実施するセミナー等で使用してもらう機会が増えたことで、より効果的に情報提供を図ることができた。	女性向けセミナー等も増加しているため、その際に積極的にハンドブックも利用してもらえるよう周知を図っていく。	雇用対策課
	11	女性再就職支援事業	出産や子育てなどにより離職した後、再就職を希望する女性を対象として、スキル向上に係る講義・実習を内容としたセミナーを実施し、円滑な求職活動の促進と早期再就職に結びつけることを目的とする。	(地域人づくり事業を活用) 基本セミナー(3日間の座学)とチョイスセミナー(曜日別の単発の座学)を実施するとともに、セミナー受講者との合同面接会を開催する。また、支援期間中は、キャリアカウンセラーが就職活動をフォローする。 支援期間： 第1回平成26年7月7日～8月31日 第2回平成26年9月8日～10月31日 第3回平成26年11月10日～12月31日 対象：出産や子育てなどにより離職した後再就職を希望する女性 内容：ビジネスマナーや電話対応等の基礎知識など 参加者数 延べ88名	8,761	結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する者に対し、ビジネスマナーや履歴書の書き方などを教えることができた。また、再就職に対する不安を取り除くことができ、セミナー終了後の調査によると参加者の38%の方が、就業に結びついている。	同じメニューを参加者へ提供したが、女性の就労に関しては、希望する働き方が1人1人異なっており、そういったニーズに合わせて、再就職を支援していけるよう、内容を検討する。	雇用対策課
	12	女性セミナー	子育て中の女性たちが性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できるようにすることを目的とする。	豊栄地区公民館 開催日：平成26年9月18日～12月5日 会場：豊栄地区公民館 対象：子育て中の女性 内容：「それって、本当?」、「おとなの性教育」、「産みたい 産まない 女性たちの選択」、「自分らしく幸せに生きるには」、番外編「自分らしく生きる～あるがままの自分を探して～」 参加者数：延べ100人	99	固定的性別役割分業意識や固定概念にとらわれず、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点から、人権意識を持ち、自分を大切にし、その人らしく生きることについて考えることができた。	女性の意識を高め、男女共同参画社会を促進するためにも、継続する必要がある。	豊栄地区公民館

2 女性	13	女性セミナー	夫婦間におけるDV(ドメスティックバイオレンス)を視野にいれた関係性についてや、多様な家族の形、あり方を考える機会とする。	石山地区公民館 開催時期:平成26年5月21日(水), 28日(水), 6月4日(水), 11日(水) 対象:一般成人 内容: 5月21日「あなたは大丈夫これってOK?NG?」 28日「我慢しすぎてないですか?大切な自分の気持ちに気づくとき」 6月4日「女・男のカタチ紙面から見えてくること」 11日「ワークライフバランスを夫婦で考えるふみだそう最初の一步」	52	制度に組み込まれた男女差やパワーとコントロールの車輪の話は納得した。1メッセージや子どもの権利条約の考え方は、日々意識していきたい。”自分らしく生きる権利”について初めて考えた。という自分の生き方について考えたという感想が多く寄せられた。	悩みを話し合ったり、問題解決方法の学びの機会となっている反面、話し合いの時間がたりない。今後、更に内容を深められるよう話し合いの時間をどう組み入れるか学習展開を検討したい。	石山地区公民館
	14	女性セミナー	ジェンダーの視点で女性の生き方を考える機会を提供することを目的とする。	東地区公民館 開催日:平成26年11月20日(木) 会場:市中央図書館(ほんぽーと) 対象:概ね35歳以上の成人 内容:おとなのための女性学入門講座～女性の性に向き合って「リプロ」不妊治療・性差医療～ 参加者数:15人	15	女性の性の問題は女性だけの問題ではなく、男性にも伝えていきたい内容だ。また「性と生殖に関する権利」を学ぶことは、若者やその親にとっては大切だ。	参加者は40歳以上の女性が多かった。今後は30歳代の人たちが参加できるようにPRしたい。	東地区公民館
	15	女性セミナー「おもしろ女性塾」	男女の役割を見直し、生活技術を身につける。地域の仲間づくり推進とコミュニケーション能力を身につける。	①横越地区公民館 開催日:平成26年11月12日～12月10日(毎週水曜日) 会場:横越地区公民館 対象:成人 内容:11月12・19・26, 12月3・10日 参加者数:延べ67人	19	概ね好評であり、参加者の満足度も高得点であった。	超高齢化社会に向けての事業展開のあり方について。	横越地区公民館
	16	女性学セミナー	男女共同参画社会実現に向けて、基本的知識を学ぶ機会とする。	①曾野木地区公民館 開催日:平成26年11月6日(木)～12月4日(木) 会場:曾野木地区公民館 対象:成人 内容:11/6ワークバランスでわたしが輝く働き方 11/13わたしが輝く気持ちの伝え方 11/21心配しなくて大丈夫!～はじめての保育園・幼稚園～ 11/27時短ごはんでわたしの時間 12/4未来の一步を踏み出そう 参加者数:延べ78人	118	当たり前のことだが働くということは家族の協力なしではできないことを実感した。また、この講座で仕事もして家事もして両立していけそうだなと思ったなど前向きな感想をもらった。	参加希望の人を全員受け入れることができず10人以上の人に断念してもらった。来年も同じような内容で参加できなかった方を受け入れていきたい。	曾野木地区公民館
	17	女性セミナー	子育て中の女性の社会進出を支援する。	開催日:平成25年9月19日(金) 26日(金) 10月3日(金) 10日(金) 17日(金) 会場:坂井輪地区公民館 対象:育児休業中の母親、これから働きたい母親 内容:「わたしの不安、あなたも不安?」 「わたしの未来 描いてみよう」ほか 参加者数:延べ94人	136	子育て中の女性が自分自身の人生設計や社会復帰を考える貴重な機会であり、今後も引き続き開催してほしいという声が多く寄せられた。	対象者を職場復帰することが前提である育児中の母親に限定することにより、事業目的が達成しやすくなり、受講者同士が情報や気持ちを共有しやすくなる。	坂井輪地区公民館

2 女性	18	乳児期家庭教育学級（ゆりかご学級）	自分の生き方や性別的役割分業について考える機会を提供することを目的とする。	①豊栄地区公民館 開催日：平成26年10月7日（火）～11月4日（火） 会場：豊栄地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者（対象月齢あり） 内容：10月22日「いま親としてⅠ」 10月29日「いま親としてⅡ」 参加者数：延べ100人	59	・特別編を2回増やしたことで、受講者の学習意欲がより高まり、講座終了後も受講者同士で他館や他課の学習機会に積極的に参加している。 ・ゆりかご学級に参加しなければ考えてみない様なことがたくさんあり、自分の学びになった。 ・自分自身のことや家族や親としてのこれからのことを考えて生活していきたい。	・子育ての不安を解消してもらうために、必要な事業であるが、年4期のうち1期しか開催していないため、受講できない対象者がいる。 ・ジェンダーについての学ぶ良い機会であるが、夫にも伝える機会があるといい。（夫婦で学べると良い） ・子育ての不安が軽減されるよう、内容を更に充実させていく。対象者へもれなく周知していく。 ・仲間づくりはできたが、公民館が休館に入ってしまった、その後の活動を見守ることができなかった。 ・ジェンダー、子どもの人権について、より深く学べるように講座内容を充実させたい。 ・ジェンダーの部分についての内容が弱かった。もう少しジェンダーについて学べるように学習内容を見直す必要があると感じた。 ・受講者の半分以上が育児休業取得者であるので、夫婦で育児をしていくためにジェンダーを正しく学ぶ機会を夫婦共に提供できるような仕掛けが必要。 ・子育て真最中の親の意識を変えていくことは、なかなか難しい。夫婦で良く話し合い人権を大切にしたい子育てをしていくために公民館ができることをしっかり考えていきたい。 ・ジェンダーの部分を入れ、親としての在り方を学んでいきたい。 ・ジェンダーについて、より深くまなべるように講座内容を充実させたい。 ・希望者が多く抽選となった。希望者全員が受講できるように工夫していきたい。	豊栄地区公民館
				①北地区公民館 開催日：平成26年5月28日（水）・6月4日（水） 会場：北地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者（対象月齢あり） 内容：5月28日「いま親としてⅠ」 6月4日「いま親としてⅡ」 参加者数：延べ24人	79	・受講生同士、子育ての不安や悩みについて気楽に話合う場や時間が用意されており、くつろぎながら自分の子育てを考えることができた。 ・みんな同じ悩みをもっているのだと思い、子育てが楽になったという声や友達ができて良かったという感想が寄せられた。自主グループ「もくば」が結成された。 ・この時期に「母性神話」「三歳児神話」の話を聞くことにより、一人で抱え込まない育児を学ぶ貴重な機会となっている。 ・今までの自分にはない考え方を知り、はっとした。 ・「愛着形成」「安全基地」などの言葉が心に響いた。 ・子どもの発達や、子どもとのかかわり方について勉強になった。 ・ふだん気付くことのできないことに気付くことができた。		中地区公民館
				①中地区公民館 開催日：平成26年6月27日（金） 7月11日（金） 会場：中地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者（対象月齢あり） 内容：6月27日「いま親としてⅠ」 7月11日「いま親としてⅡ」 参加者数：延べ34人	79	・赤ちゃんの心、夫のこと、いろいろ考えさせられた。 ・赤ちゃんとの関わりや、パートナーとの関わりについて勉強になった。 ・話を聞いてから夫との関係が少し良くなった。夫が手伝ってくれるようになった。 ・この時期の親は、子どものことしか見えていないことが多いが、いま親としての学習をすることで自分自身を顧みることができた。また、子どもを育てていくうえで、性差をなくすことの大切さも学び参加者の満足度は高かった。 ・日頃考えることのないことを考える機会となった。 ・改めて子どもをもつということが本当に幸せだと思った。 ・心があたたかくなる、家族を大事に思えるそんな時間でした。 ・受講生は育児休暇中の方が多く、この時期に「三歳児神和」や「母性神話」の話を聞くことで、夫婦ともに担う子育て、ワークライフバランスを学ぶことができる貴重な機会となっている。		中地区公民館
				②中地区公民館 開催日：平成27年1月30日（金） 2月6日（金） 会場：中地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者（対象月齢あり） 内容：1月30日「いま親としてⅠ」 2月6日「いま親としてⅡ」 参加者数：延べ41人	73	・赤ちゃんの心、夫のこと、いろいろ考えさせられた。 ・赤ちゃんとの関わりや、パートナーとの関わりについて勉強になった。 ・話を聞いてから夫との関係が少し良くなった。夫が手伝ってくれるようになった。 ・この時期の親は、子どものことしか見えていないことが多いが、いま親としての学習をすることで自分自身を顧みることができた。また、子どもを育てていくうえで、性差をなくすことの大切さも学び参加者の満足度は高かった。 ・日頃考えることのないことを考える機会となった。 ・改めて子どもをもつということが本当に幸せだと思った。 ・心があたたかくなる、家族を大事に思えるそんな時間でした。 ・受講生は育児休暇中の方が多く、この時期に「三歳児神和」や「母性神話」の話を聞くことで、夫婦ともに担う子育て、ワークライフバランスを学ぶことができる貴重な機会となっている。		中地区公民館
				①石山地区公民館 開催日：平成26年10月1日（水）・29日（水） 会場：中地区公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者（対象月齢あり） 内容：10月15日「いま親としてⅠ」 10月22日「いま親としてⅡ」 参加者数：延べ47人	96	・赤ちゃんの心、夫のこと、いろいろ考えさせられた。 ・赤ちゃんとの関わりや、パートナーとの関わりについて勉強になった。 ・話を聞いてから夫との関係が少し良くなった。夫が手伝ってくれるようになった。 ・この時期の親は、子どものことしか見えていないことが多いが、いま親としての学習をすることで自分自身を顧みることができた。また、子どもを育てていくうえで、性差をなくすことの大切さも学び参加者の満足度は高かった。 ・日頃考えることのないことを考える機会となった。 ・改めて子どもをもつということが本当に幸せだと思った。 ・心があたたかくなる、家族を大事に思えるそんな時間でした。 ・受講生は育児休暇中の方が多く、この時期に「三歳児神和」や「母性神話」の話を聞くことで、夫婦ともに担う子育て、ワークライフバランスを学ぶことができる貴重な機会となっている。		石山地区公民館
				①中央公民館 開催日：平成26年7月3日（木）・10日（木） 会場：中央公民館 対象：乳児期のお子さんの保護者（対象月齢あり） 内容：7月3日「いま親としてⅠ」 7月10日「いま親としてⅡ」 参加者数：延べ44人	72	・赤ちゃんの心、夫のこと、いろいろ考えさせられた。 ・赤ちゃんとの関わりや、パートナーとの関わりについて勉強になった。 ・話を聞いてから夫との関係が少し良くなった。夫が手伝ってくれるようになった。 ・この時期の親は、子どものことしか見えていないことが多いが、いま親としての学習をすることで自分自身を顧みることができた。また、子どもを育てていくうえで、性差をなくすことの大切さも学び参加者の満足度は高かった。 ・日頃考えることのないことを考える機会となった。 ・改めて子どもをもつということが本当に幸せだと思った。 ・心があたたかくなる、家族を大事に思えるそんな時間でした。 ・受講生は育児休暇中の方が多く、この時期に「三歳児神和」や「母性神話」の話を聞くことで、夫婦ともに担う子育て、ワークライフバランスを学ぶことができる貴重な機会となっている。		中央公民館

2 女性	(18)	(乳児期家庭教育 学級(ゆりかご学 級))	①中央公民館 開催日:平成27年1月29日(木)・2月5日 (木) 会場:中央公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:1月29日「いま親として I」 2月5日「いま親として II」 参加者数:延べ41人	84			中央公民館
			①鳥屋野地区公民館 開催日:平成26年5月29日(木)・6月5 日(木) 会場:鳥屋野地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:5月29日「いま親として I」 6月5日「いま親として II」 参加者数:延べ48人	72			鳥屋野地区 公民館
			①鳥屋野地区公民館 開催日:平成26年9月17日(金)・24日 (金) 会場:鳥屋野地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:9月17日「いま親として I」 9月24日「いま親として II」 参加者数:延べ64人	72			鳥屋野地区 公民館
			①東地区公民館 開催日:平成26年5月22日(木) 29日(木) 会場:東地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:5月22日「いま親として I」 5月22日「いま親として II」 参加者数:延べ40人	85			東地区公民 館
			①関屋地区公民館 開催日:平成26年10月22日(水) 会場:関屋地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:10月22日「いま親として II」 参加者数:延べ16人	34			関屋地区公 民館
			①亀田地区公民館 開催日:平成26年7月2日(水) 23日(水) 会場:亀田地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象 月齢あり) 内容:7月2日「いま親として I」 23日「いま親として II」 参加者数:延べ37名	79			亀田地区公 民館

2 女性	(18)	(乳児期家庭教育学級(ゆりかご学級))	①亀田地区公民館 開催日:平成27年1月29日(木) 2月5日(木) 会場:亀田地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月29日「いま親として I」 2月5日「いま親として II」 参加者数:延べ40名	79			亀田地区公民館
			①横越地区公民館 開催日:平成26年10月14日(水) 21日(水) 会場:横越地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:10月14日「いま親として I」 21日「いま親として II」 参加者数:延べ32名	67			横越地区公民館
			①曾野木地区公民館 開催日:平成26年5月27日(火)・6月3日(火) 会場:曾野木地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月27日「いま親として I」 6月3日「いま親として II」 参加者数:延べ31人	67			曾野木地区公民館
			①新津地区公民館 開催日:平成26年5月22日(木) 29日(木) 会場:新津地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:5月22日「いま親として I」 29日「いま親として II」 参加者数:延べ31名	56			新津地区公民館
			①白根地区公民館 開催日:平成26年7月1日(木)・8日(木) 会場:白根学習館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:7月1日「いま親として I」 7月8日「いま親として II」 参加者数:延べ33人	68			白根地区公民館
			①坂井輪地区公民館 開催日:平成26年1月30日(金) 2月6日(金) 会場:坂井輪地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:1月30日「いま親として I」 2月6日「いま親として II」 参加者数:延べ39人	73			坂井輪地区公民館

2 女性	(18)		(乳児期家庭教育 学級(ゆりかご学 級))	①黒埼地区公民館 開催日:平成26年7月17日(木)・24日 (木) 会場:黒埼地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:7月17日「いま親として I」 7月24日「いま親として II」 参加者数:延べ40人	67			黒埼地区公 民館
				②黒埼地区公民館 開催日:平成26年10月15日(水)・22日 (水) 会場:黒埼地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:10月15日「いま親として I」 10月22日「いま親として II」 参加者数:延べ45人	83			黒埼地区公 民館
				①西地区公民館 開催日:平成26年5月27日(火)・6月3 日(火) 会場:西地区公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:5月27日「いま親として I」 6月3日「いま親として II」 参加者数:延べ41人	70			西地区公民 館
				①小針青山公民館 開催日:平成27年2月14日(土)・21日 (土) 会場:小針青山公民館 対象:乳児期のお子さんの保護者(対 象月齢あり) 内容:2月14日「いま親として I」 2月21日「いま親として II」 参加者数:延べ33人	134			小針青山公 民館

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
3 子ども	1	子ども一人ひとりの権利が尊重され、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごし、子どもを含む個人の威厳と基本的な人権が尊重される社会となるよう取り組みます。また、すべての子どもがそれぞれのもっている能力を最大限発揮して、自分らしく生きていけるような社会となるよう取り組みます。 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・自立に至るまで子どもを取り巻く全ての人々が連携し、切れ目のない総合的な支援を行いながら、児童虐待防止対策に取り組みます。	人権イラスト展	学校教育で行われる「子どもの権利条約」の授業で市内の小学4年生を対象に「人権の大切さ」をテーマにしたイラストを作成してもらい、その作品を募集。 応募作品は、人権擁護委員等の審査員が選考し入賞作品を決定し、入賞作品を市内3ヶ所で展示。 イラスト作成を通じて「人権」の理解を深めてもらうきっかけにしてもらったほか、入賞作品を展示し、広く市民に見てもらうことにより人権啓発に努めた。	募集期間:平成26年5月16日(月)～9月10日(水) 応募校数:43小学校 応募作品数:2,157作品 【入賞数】 金賞1、銀賞3、銅賞6、奨励賞45 【表彰式】 平成26年11月12日(水) 【展示】 ①開催日:平成26年12月4日(木)～12月10日(水) 会場:イオンモール新潟南1階「県民のつどい」開催会場 内容:金賞、銀賞、銅賞の展示(10作品写) ②開催日:平成26年12月15日(月)～19日(金) 会場:市役所本館1階ロビー 内容:金賞、銀賞、銅賞、奨励賞の展示(45作品)のほか展示 ③開催日:平成27年1月8日(木)～2月3日(火) 会場:ほんぼーとエントランスホール 内容:ミニ人権展を開催し、この中で、金賞、銀賞、銅賞、奨励賞の展示(45作品)  【その他】 前年度の金賞及び銀賞作品を使用して、本年度の作品募集用ポスターとチラシを作成	1,087	以下を実施し、応募数の拡大と、人権教育・啓発を図った。 ①前年度の金賞及び銀賞作品を使用した本年度の作品募集用ポスターとチラシを作成した。 ②人権イラスト展の応募用紙の裏面には、子ども人権相談窓口を記載して配布した。 ③表彰式を実施し、応募の励みとなるようにした。 ④市内3か所の人権イラスト展の入賞作品を展示し、広く市民から見てもらった。 ⑤クリアファイル内に人権相談の窓口一覧、市人権教育・啓発推進計画概要版、人権についての啓発冊子を入れ、各展示会場で配布し、人権相談窓口の周知を図り、人権救済に繋がるように努めた。	平成20年度から実施している事業であるが、年を重ねるごとに応募数・応募小学校が大きく増加しており、子ども達の人権について学び、考える機会になっている。また、子どもたちが純粋な気持ちで描いたイラストを展示することにより、展示を見る市民に対し、人権が身近にあること訴え、人権啓発に大きく寄与している。今後も、応募数の増加を図り、人権教育・啓発に繋げていくことが課題である。	広聴相談課
	2		緊急一時保護事業	夫・パートナーによる暴力から逃れてくる母子を保護するための緊急一時保護を目的とする。	新潟県女性福祉相談所との連携のもと、夫・パートナーによる暴力から逃れてくる母子を保護するための緊急一時保護専用室を設置。	693	重大な人権侵害である夫・パートナーによる暴力から被害者を保護し、今後の生活について関係機関と連携しながら、母子の自立に向けての支援を行った。	夫やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であることを理解したうえで、365日24時間いつでも受け入れ可能な専用室を2室設置し母子保護に備えた。被害者の人権に配慮しながら、母子の自立に向けた多岐の支援を行っていく必要がある。	こども未来課

3 子ども	3	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止を目的とする。	【児童虐待防止対策協議会の開催】 内容：児童虐待防止のため、関係機関等との連携・情報交換・支援方法の協議、防止施策及び市民への啓発方法等についての協議・検討 【啓発事業の実施】 ・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)の実施 ・オレンジリボンツリーの設置 ・公用車へのオレンジリボンマグネット貼付 ・こいがた基幹バス「リゅーとリンク」車載モニターを活用した啓発 ・啓発ファイル、パンフレットの配付 ・小・中学生への相談先カードの配付 ・相談・通告周知チラシの配付 ・市民向けセミナーの実施 等	4,951	児童虐待防止のための関係機関とのネットワークの活用や研修は、関係機関の連携を深め、児童虐待の早期発見・早期対応・支援を図るうえで有効であったと考えている。 また、様々な啓発事業を実施することで、児童虐待について、少しでも市民の目を引くように努めた。 児童虐待の通告義務・相談窓口の認知率が低いことから、引き続き、啓発広報に努める。	児童虐待防止のためには、児童の福祉に関係する全ての機関が連携して支援を行い、児童虐待が起こらない環境に世帯を導く必要がある。今後も引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止に努める必要がある。 また、子どもの成長につれ、周知対象となる保護者も変動するため、育児に対する不安の軽減や児童虐待にかかる通告・相談窓口を周知し続けることは重要なことと考えている。	こども未来課 児童相談所
	4	「子どもの権利条約パンフレット」作成	「子どもの権利条約パンフレット」と「活用の手引き」を作成し、配付し、子どもの権利条約と人権について教育することを目的とする。	実施日：平成26年5月配付。 対象：全ての小・中・特別支援学校に配付。 内容：小学校1, 2, 3年生用、小学校4, 5, 6年生用、中学校1, 2, 3年生用の3種類を作成。	438	義務教育の期間中、3年ごとに新しいリーフレットに出会い、「子どもの権利条約」を基に人権学習を進めることで、人権尊重を実現する主体者としての育ちを図っている。教師向けの指導資料集を作成し、活用例を示したことで授業を展開しやすいようにした。また、小学校4年生については、広聴相談課と連携し、人権イラスト展への参加を呼びかけている。年々、参加者が増え、子どもたちが人権について主体的に考える機会が広がっている。また、子どもたちの描いたイラストを展示することにより、市民向けの人権啓発に寄与している。	各学校での研修会や人権教育担当者研修会などにおいて、本パンフレットの活用例などを示していきたい。	学校支援課
	5	人権講演会	自殺防止、いじめ防止	開催日：平成26年11月19日(水) 会場：新潟県立豊栄高等学校 対象：高校生、一般 内容：「生きる勇気」の講演及び人権擁護委員の活動紹介 講師：月乃光司氏、人権擁護委員 参加者数：400人	54	講師の切実な体験をもとにした詩の朗読や呼びかけは、生徒たちに生きる勇気を与え、自殺防止やいじめ防止の一助となったものと思われます。	人権擁護委員の話は蛇足との声があった。	北区区民生活課
	6	中学生を対象とした人権講話会	人権問題について、中学生に「気づき、考える」機会を提供することを目的とする。	開催日(第1回)：平成26年5月23日(金) 会場：新潟市立新津第二中学校 内容：「今ここを生きていく～寄り添い支え合う～」 講師：曹洞宗観音寺住職 阿部正機さん 参加者数：551人  開催日(第2回)：平成26年6月4日(水) 会場：新潟市立新津第一中学校 内容：「あなたが笑えば世界が笑う」 講師：お笑い集団NAMARA 高橋なんぐさん 参加者数：300人  開催日(第3回)：平成26年6月13日(金) 会場：新潟市立金津中学校 内容：「ルールと心のマナー～相手に有利に！～」 講師：お笑い集団NAMARA 洪井保之さん 参加者数：170人	73	多くの生徒が関心を持って参加していた。興味が全くなかった生徒でも満足いく内容であったと感じ、満足のいく講話だったと評価していた。 人権について理解を深め、偏見や差別、いじめをなくし、いたわりの心を育み、すべての人が幸せな生活ができる社会にしていこうとする気持ちの育成に、大変効果があった。	限られた予算で、興味を引き心に響く講話ができる素晴らしい講師を常に探す必要がある。 中学校側の学校行事と調整して、今後も全中学校で継続実施し、人権意識と生徒自身が生き方を考えるきっかけとしたい。	秋葉区区民生活課

3 子ども	(6)	(中学生を対象とした人権講話会)		<p>開催日(第4回):平成26年6月20日(金) 会場:新潟市立小須戸中学校 内容:「今ここを生きていく～寄り添い支え合う～」 講師:曹洞宗観音寺住職 阿部正機さん 参加者数:272人</p> <p>開催日(第5回):平成26年6月25日(水) 会場:新潟市立新津第五中学校 内容:「あなたが笑えば世界が笑う」 講師:お笑い集団NAMARA 高橋なんぐさん 参加者数:471人</p> <p>開催日(第6回):平成26年6月26日(木) 会場:新潟市立小合中学校 内容:「終末期医療から学んだこと」 講師:南部郷厚生病院看護師 小池宜子さん 参加者数:80人</p>				(秋葉区区民生活課)
		秋葉区青少年健全育成・人権啓発推進大会	子どもの人権について考える機会を提供することを目的とする。	<p>開催日:平成26年11月15日(土) 会場:新潟地区市民会館 第1会議室 内容:「ネット,携帯電話,スマホに潜む危険」 ～あなたのお子さんは、大丈夫ですか～ 講師:一般社団法人情報教育研修所 代表理事 永坂 武城さん 参加者数:113人</p>	174	講演を通じ,参加者は親子で話し合っ携帯やスマホを使う時のルール作りの必要性を理解した。また,人に迷惑をかけない,自分自身も危険なことに巻き込まれないようにするなど,情報化社会を生きる子どもたちへの環境づくりや幅広い世代への情報モラルの啓発に役立った。	青少年健全育成と人権啓発推進の双方の目的が達成できるよう両会の一層の連携が不可欠である。今後も関心の高いテーマ,著名な講師を招いて実施していきたい。	秋葉区区民生活課
		中学生を対象とした人権講話	中学生から,人権について理解を深めてもらうことを目的とする。	<p>開催日:平成26年6月27日(金) 会場:新潟市立臼井中学校 対象:臼井中学校1～3年生 参加人数:80人 内容:新潟水俣病について,体験談 講師:県立環境と人間のふれあい館 高野 栄芳 さん 語り部 山崎 昭正 さん</p> <p>開催日:平成26年7月7日(月) 会場:新潟市立白根第一中学校 対象:白根第一中学校1～3年生 演題:「あなたが笑えば世界が笑う」 講師:新潟お笑い集団NAMARA 高橋 なんぐ さん</p> <p>開催日:平成26年7月18日(金) 会場:新潟市立味方中学校 対象:味方中学校1～3年生 演題:「あなたが笑えば世界が笑う」 講師:新潟お笑い集団NAMARA 高橋 なんぐ さん</p>	30	新津人権擁護委員協議会白根部会主催による人権講話。生徒の皆さんから人権意識を養ってもらえることができる。	人権意識を深めてもらう良い機会となっているが,開催校が偏ってきている。講演内容・講師の選定に苦慮している。また,学校行事との調整が必要である。	南区区民生活課
		中学生一日人権擁護委員委嘱,啓発活動	イベント会場で,中学生から一日人権擁護委員として人権に関する啓発物品を配布し,人権啓発を図る。	<p>開催日:平成26年6月8日(日) 会場:白根大風合戦お祭り広場ほか 対象:一般市民 内容:中学生10名を一日人権擁護委員に委嘱し,イベント会場で人権啓発物品の配布</p>	16	中学生の人権尊重意識の向上と市民の人権意識の高揚が図られる。	中学生が人権の啓発を行うことは,人権について考える良い機会となっている。今後も中学生及び一般市民のの人権意識高揚のため,啓発活動は重要である。	南区区民生活課

3 子ども	10	人権啓発講演会	中学生及び一般市民を対象に、人権について考える機会を提供することを目的とする。	<p>開催日：平成26年6月20日（金） 会場：新潟市立岩室中学校 対象：中学生1～3年生及び一般市民 演題：「やさしい心が一番大切だよ」 講師：NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森 美登里さん 参加者数：211人</p> <p>開催日：平成26年6月20日（金） 会場：新潟市立中之口中学校 対象：中学生1～3年生及び一般市民 演題：「いじめについて一緒に考えよう」 講師：NPO法人ジェントルハートプロジェクト 篠原 真紀さん 参加者数：178人</p> <p>開催日：平成26年7月15日（火） 会場：新潟市立西川中学校 対象：中学生1～3年生及び一般市民 演題：「やさしい心が一番大切だよ」 講師：NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森 美登里さん 参加者数：333人</p>	198	講演会実施後のアンケートでは、講演内容の満足度が高く、また、人権に対する関心・理解が深まったとの回答が多かった。生徒自らが「いじめ」問題を考え、自他の命と心を大切にす心情・態度を育む機会を提供できた。	開催校の偏りをなくすため、平成25年度から手揚げ方式をやめ、区内の中学校を計画的に割り振り講演会を開催することにした。 講師の選定に苦慮している。	西蒲区 区民生活課
		すくすく幼児期のH O Tほっとタイム	子どもの人権や自己肯定感について学ぶことで、自分なりの子育てを考える機会とする。また、児童虐待防止の一助とする。	<p>開催日：平成26年9月26日、10月3日、10日 会場：白根学習館 対象：幼児期の子を持つ保護者 内容：子どもの人権・自己肯定感 参加数延べ：32人</p>	83	講師から講義をしてもらい、受講生同士で話し合いの場を持つことで人権への関心や理解を深めていくことができた。また、最終回に人権擁護委員から子どもの人権とDV、相談窓口等の説明をもらい、人権について一層意識を高めることが出来た。	より仲間づくりをすすめ子育ての不安や孤立化を減らすことで、児童虐待予防につなげていきたい。	白根地区 公民館
		児童期家庭教育学級出版	中野小屋地域（笠木小学校・小瀬小学校・中野小屋中学校）の、子育て中の保護者や地域の方、興味のある方等に向け、子どもの人権について、基本となる視点を学ぶ機会とする。また、人権擁護委員の方から来ていただき、人権擁護委員の活動を紹介していただき、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらう。	<p>西地区公民館 開催日：平成26年8月21日（木） 会場：笠木小学校 対象：保護者、教員、コミュニティ協議会その他地域の方等 内容：地域で守る「子どもの人権」 講師：NPO法人 子ども・人権ネット C AP・にいがた（3人） 参加者数：22人 人権擁護委員より人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布してもらい、人権擁護委員の活動を紹介していただいた。</p>	20	コミュニティ中野小屋地区の学校の保護者・教員・地域の方を対象に開催することで、地域ぐるみで、子どもの人権の尊重や、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応等について学んでもらえた。出前をすることにより年代・男女共に偏ることなくいろんな世代の方に受講してもらえた。学校だけでなく、コミュニティ協議会にも、主催に入ってもらうことができ、『地域で守る「子どもの人権」』というタイトルにふさわしい講座になった。この講座をきっかけに、コミュニティ協議会の地域で、子どもの人権、大人の人権等について理解が深まることが期待される。	夏休みの開催ということで、笠木小学校・小瀬小学校・中野小屋中学校の教員の方に参加してもらえたが、平日の昼間の開催だったので、地域の方や保護者の方の参加がすくなかったのが残念だった。開催日時の工夫が必要である。	西地区 公民館
13	幼児期家庭教育学級（すくすく学級）番外編「しあわせ体質になる」講座	男女共同参画、ワークライフバランスなど、固定的性別役割分業にとられない私らしい生き方を選択するとともに、子どもを含む個人の尊厳と基本的人権が尊重される社会を学ぶ機会とする。人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布し、人権擁護委員会の活動を紹介します。	<p>西地区公民館 開催日：平成26年11月20日・27日（木） 会場：西地区公民館 対象：テーマに興味があり2回出席できる人 内容：「しあわせ体質になる」講座 講師：心理セラピスト 真島 貴代子 参加者数：延べ62人（保育利用延べ37人） 人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布し、人権擁護委員の活動を紹介した。</p>	56	育児休業取得、また子どもを保育園に預けて働く女性が増えている現在、子育て中の時期は、生涯学習及び子どもを含む個人の尊厳と基本的人権教育を受講してもらえる貴重な機会である。子育て中の方に受講していただくことで児童虐待の発生予防にもつながる。また、パートナーのみならず次世代の子どもたちにも男女共同参画の視点や基本的人権の視点を持つてもらえることが期待できる。	定員が24人であったが、応募多数で部屋の定員ぎりぎり35人まで受け入れた。その後も申込みが10人程度あった。また、仕事をしている方より、土日に開催してほしいという御意見もいただいたので、来年度は土日開催も検討したい。	西地区 公民館	

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
4 高齢者	1	高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく福祉サービス事業者等や市民と相互連携した対応が必要なことから、人権意識が根づくよう関係者への研修の充実や高齢者虐待を発生させないことや養護者の負担の軽減を図るための十分な相談体制の整備・連携に努めていきます。また、高齢者世代同士も含めたすべての世代の支えあいや高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活ができるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待を防止することを目的とする。	<p>【高齢者虐待防止連絡協議会の開催】 開催日:平成26年10月8日 会場:市役所第1分館101会議室 構成:新潟市高齢者虐待防止連絡協議会 委員12名・オブザーバー2名 (新潟市医師会・警察署・弁護士会・社会福祉協議会・歯科医師会等) 内容:事業報告、次年度の取り組み、高齢者虐待防止のための連携、情報交換</p> <p>【虐待からの緊急保護施設の確保】 ・市内有料老人ホーム内 1箇所</p> <p>【関係職員等への研修会の開催】 開催日:①平成26年10月16日 ②平成26年11月25日 参加者数:延85名 ①講師:高齢者虐待対応専門職チーム 内容:高齢者虐待対応専門職チームの活動状況 支援時におけるチームの効果的な活用 ②講師:近大姫路大学看護学部 特任教授 橋本真紀氏 内容:家族支援のための基礎理論 ～家族システム・アセスメント～</p> <p>【養介護施設従事者等への研修会の開催】 ①期日:平成26年5月26日 参加者数:82名 講師:立正大学社会福祉学部 講師 土屋 典子氏 内容:「施設虐待の現状と課題」講義 「虐待予防のためのワークショップ」 ②期日:平成27年1月30日 平成27年2月2日(同内容) 参加者数:合計373名 講師:櫻井の里総合施設長 佐々木 勝則氏 内容:「権利擁護と虐待・不適切なケア」 ～施設長・管理者の役割について～</p> <p>【パンフレット・ポスターによる市民啓発】 新しいパンフレットの作成、配布(3,000部)</p>	2,243	<p>高齢者虐待を発生させない十分な相談体制の確保と関係者の高齢者虐待への理解を深め、虐待を受けている高齢者への対応と養護者への支援策を連携して取り組むことができた。</p> <p>地域包括支援センター等の職員への研修で高齢者虐待対応専門職チームの活用や、家族への支援の在り方を学び、対応力の強化を図ることができた。</p> <p>また、養介護施設管理者への研修を実施し、管理者の高齢者虐待および権利擁護に関する意識向上と具体的な対応について意識づけを行うことができた。</p> <p>新たに作成したパンフレットを関係機関に配布し、啓発することができた。</p>	施設・事業所の従事者等による高齢者虐待の増加に伴い、施設・事業所への研修の強化を図る必要がある。 また、現在の「養介護施設等従事者等による虐待への対応マニュアル」を、実情に即した対応と防止に向けた取り組みの充実を図れるような内容に改訂し、施設・事業所の従事者等による虐待の防止および権利擁護の意識向上を図る必要がある。	高齢者支援課

<p>4 高齢者</p>	<p>2</p>		<p>現代的課題(人権講座)</p>	<p>高齢者の尊厳が尊重される豊かな高齢化社会の実現に向けて、高齢者の人権に関する問題の本質を探り、解決の糸口を探る。</p>	<p>◆講座の開催 開催日:平成26年12月13日(土) 講師:伊東 正裕氏 (新潟医療福祉大学教授) 演題:豊かな高齢化社会の実現に向けて 参加者数:24名</p>	<p>15 ◆主なアンケート結果 ・内容の満足度について、8割の方が満足と回答したほか、今後もこのような人権を学ぶ講座を行うべきかについて、9割の方が行うべきと回答。 ・自由記載欄にも多様な意見をいただき、この問題に関する関心の高さを再認識できた。</p>	<p>格家族化が進行する中で、高齢者に対する虐待や、認知症等により判断能力が低下した高齢者等の人権を守る成年後見制度への理解が喫緊の課題であることが浮き彫りとなった。 さらに、職場から地域社会への移行を円滑に進める仕組みづくりも今後の重要な課題である。</p>	<p>黒埼地区公民館</p>
------------------	----------	--	--------------------	---	---	--	--	----------------

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
5 障がい者	1	障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら安心して暮らすことのできる共生社会をめざします。地域社会の障がいに関する理解の促進のため、地域や学校において教育・啓発を進め、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとってよい社会となるようユニバーサルデザイン(※9)の考え方を進めます。 また、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援します。	心の輪を広げる障がい者理解促進事業	障がい者に対する住民の理解の促進を図ることを目的とする。	内閣府との共催により、心の輪を広げる体験作文及び障がい者週間のポスターを公募し、障がい者に対する住民の理解の促進を図る。 募集期間：平成26年7月1日(火)～9月5日(金) 応募数：作文3、ポスター2	18	体験作文・ポスターの公募ならびに、作品集の配布により小・中学生をはじめ、広く市民に障がいや障がい者、福祉について関心を持ってもらい理解の促進を図った。 平成19年度：作文4、ポスター0 平成20年度：作文8、ポスター2 平成21年度：作文12、ポスター1 平成22年度：作文26、ポスター1 平成23年度：作文4、ポスター3 平成24年度：作文8、ポスター0 平成25年度：作文2、ポスター1	障がいや障がいのある人、福祉についての理解の促進を図るため、心の輪を広げる障がい者理解促進事業は有効である。今後も、事業の周知・広報手法について工夫し、障がい者に対する理解の促進と啓発に努める。	障がい福祉課
	2	福祉のまちづくり推進事業	福祉のまちづくり推進についての啓発を目的とする。	「まちなか障がい福祉フェス」を開催し、ユニバーサルデザイン、バリアフリー(※10)についての啓発・広報を実施。 開催日・会場未定 啓発内容：障がい者に関するマークの周知、障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らすための理解の促進	926	だれもが参加しやすい啓発事業を実施することで、障がいのある人もない人も共に楽しみながら障がいや障がい者についての理解の促進を図ることができる。また、障がい者に関するマークの周知や、授産製品について広く市民に知ってもらえる機会となる。	平成18年度から「まちなかミュージックフェスティバル」を開催し、障がい者マークのPRや福祉施設の模擬店などにより、福祉のまちづくりについて啓発活動を行ってきた。平成23年度より、より集客が見込める会場とし、イベント名称を新たに実施している。今後も、イベント開催だけでなく、ユニバーサルデザイン、バリアフリーについての広報手法を調査研究し、必要な情報を提供するなど、福祉のまちづくりについて周知・啓発していく。	障がい福祉課	
	3	障がい者雇用奨励助成金	障がい者雇用を促進することを目的とする。	新潟市民で障がいのある人を、公共職業安定所等の紹介により雇用し、国等の助成金の支給対象期間経過後も、引き続き常用労働者とする場合に、市が事業主に対して助成金を交付。 [交付対象期間の始期] 国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月 [金額・交付期間] (1) 重度障がい者並びにその他の障がい者のうち 45歳以上の者。 1人月額 10,000円を12か月 (2) その他の障がい者及び(1)に該当する者のうち 短時間労働者 1人月額 5,000円を6か月	3,670	国等の助成金の支給対象期間経過後に引き続き市の助成金を交付することにより、障がい者雇用の安定に寄与する。	助成金の交付手続きで終わることなく、市の支援制度の充実とともに、今後も国の施策との連携を図りながら、事業主に対して、さらなる障がい者雇用の拡大や継続を啓発していく必要がある。	障がい福祉課	
	4	障がい者雇用相談	障がいのある人の職場定着を目的とする。	障がい者就労支援プロモーターが障がいのある人を雇用している事業所を訪問し、障がいのある人の職場定着への諸問題について相談を実施。また、障がいのある人(その家族)の就職にあたっての諸問題の解決、求職手続き(国の機関への取次ぎ)や雇用主等に対して障がいのある人の雇用の方法、助成金等について相談を受ける。 [障がい者職業プロモーター数] 2人	0	事業所訪問による相談、障がいのある人及びその家族からの様々な相談を解決することで、障がいのある人の職場定着など就労を促す。	企業における障がい者雇用の相談事例を、セミナー・ネットワーク等を通じて共有し、さらなる障がい者雇用の拡大と継続を共有していく必要がある。	障がい福祉課	

5 障がい者	5	障がい者多数雇用事業者優遇制度	障がいのある人の雇用の促進とその職業の安定を目的とする。	市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達。登録事業者数:11社	0	障がい者多数雇用事業者から積極的に調達することで、事業者の経営安定化に寄与し、もって障がいのある人の雇用の促進、安定を図る。	登録のメリットがなかなか見い出せないため、今後登録事業所数を増やしていく上での課題である。	障がい福祉課
	6	出前講座	精神疾患、精神障がい、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発。	市民、民生委員、学校関係、相談支援事業所、他の官公庁職員などを対象に精神疾患、精神障がい、精神保健福祉に関する講座を行うもの。	0	依頼により、出前講座を実施し、対象者への精神障がいに関する啓発、人権意識向上に寄与した。	出前講座の依頼が年々増加傾向にあるため、対応に限界がある。	こころの健康センター
	7	精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	精神科病院に入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており、環境を整えば退院可能な方が安心して地域生活を送れる体制を整備することを目的としている。	・「地域移行」の現地指導の重点項目化 ・「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会議」を設置し、人材育成、ネットワーク構築を行う。 ・サービス事業者等に対する必要な協力の要請、情報の提供及び収集 ・地域移行・地位定着に関わる相談支援事業者に対する技術援助 ・地域移行支援事業に関する企画・運営 ・ピアサポート(※11)の活用	682	①現地指導時に市内精神科病院すべてに「地域移行」の取り組みに関する聴き取りを行った。 ②「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会議」を開催し、「精神科病院情報交換会」、「地域移行・地域定着支援研修会」、「社会資源見学ツアー」を開催し、情報交換、関係者の人材育成、関係機関のネットワークの再構築に務めた。	①「地域移行」を現地指導の重点項目としたが、限られた時間の中では十分な協議が行えないことから、現地指導とは別に各病院との協議の場を設ける必要がある。 ②関係職員の人材育成、関係機関内のネットワーク構築や情報交換は重要であることから、「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会議」は継続していく。 ③新潟県と共催でピアサポートに関する研修会の開催を行った。ピアサポートの活用には、当事者の参加が不可欠であることから、当事者へ協力の依頼をする。	こころの健康センター
	8	精神科病院実地指導及び精神科病院入院患者病状実地審査	精神保健福祉法第39条の6の規定に基づき、精神科病院に対し実地指導を行うことにより、制度の適正な運用の確保と患者の人権擁護に資することを目的とする。	市内の10病院に対し、こころの健康センター職員、精神保健指定医により、実地指導、審査を行い、隔離・身体拘束、事務手続きが適正に行われているか指導するもの。	252	・市内の10病院に対し、実地指導・実地審査を実施した。6病院に指摘事項があり、指導し確認調査を実施した。 ・2病院に対し、臨時実地指導を実施した。	今後も、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適正な運用に努める必要がある。	こころの健康センター
	9	精神医療審査会	精神障がい者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障がい者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う。	・退院請求・処遇改善請求の審査 ・医療保護入院の入院届、任意入院、医療保護入院及び、措置入院の定期病状報告書の審査	1,558	・退院請求を39件審査。 ・処遇改善請求を15件審査 ・医療保護入院届を1,482件審査 ・医療保護入院の定期病状報告書を1,402件審査 ・措置入院の定期病状報告書を5件審査 ・退院等の請求相談電話を243件受理以上により、入院している精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保することができた。	・請求件数の増加と内容の多様化にともない、審査会の体制強化。 ・退院等の請求の迅速化(請求を受理してからおおむね1カ月以内に通知する)	こころの健康センター
	10	発達障がいの子どもの持つ親のための家庭教育学級	発達障がいを理解し、関わり方や、周りの支援について学ぶ。発達障がいの子を持つ親同士の情報交換と仲間づくりを目的とする。	会場：小針青山公民館 開催日：平成26年9月13日、9月20日、10月4日 対象：発達障がいもしくは発達障がいかもしれない子どもを持つ親 内容：発達障がいの理解と取り組み。個性を生かすためにできること。ミュージックセラピー また、人権啓発ネットワーク協議会の啓発物品を配布し、人権擁護委員の活動を紹介。 参加者数：18人(延47人)	103	誰もが平等に自分らしく生きる権利があることを人権擁護委員の講話や本講座から学ぶ機会となった。キッズルームのスタッフを地域の子どもと関わっている大人に依頼したが、参加者からは、楽しく安心して過ごせたという声が多く大人には発達障がいの子どもを理解する機会となった。	参加者が定員に達せず、参加者同士の仲間づくりも思うように進まなかった。今後は、対象を広げ方向性を見直す余地があると思われる。	小針青山公民館
	11	啓発冊子購入【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「一緒に考えよう 外国人の人権」「オリンピック・パラリンピックと人権」「人権マンガ『自分らしく生きる』」などを購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	710	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。 また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子と一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。 また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子と一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	広聴相談課

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
6 同和問題	1	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し人権教育・啓発に取り組みます。また、人権・同和問題を通して基本的人権に対する理解と認識を深めることを目的とした研修を開催します。	同和教育研修会へのパネルの貸し出し	各中学校区単位で行われる教職員の同和教育研修会にパネルを貸し出し、同和問題に関する正しい認識と理解を深めるための啓発を目的とする。	同和教育研修会へのパネルの貸し出し 期日:平成26年8月1日(金) ～8月18日(月) 会場:新潟市立曾野木中学校 内容:教職員が正しい歴史認識を持つよう、実際の歴史資料や写真を用いたパネルをもとに研修した。	0	江戸時代の新潟町の被差別民が担った仕事や果たした役割について、参加した教職員が正しい認識と理解を深めることができた。	・各中学校区単位で行われる教職員の同和教育研修会において、パネルを活用されることはとても意義がある。積極的に活用してもらえよう働きかけていきたい。 ・研修会等の講師を務めることが可能な人材を課内で育成し、増やしていくことが今後の課題である。	歴史文化課
	2		新潟市ミニ人権展	「新潟市ミニ人権展」でパネルを展示し、新潟市の歴史と差別について明らかにして、同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすための啓発を目的とする。	パネル展示への協力 期日:平成27年1月8日(木) ～2月4日(水) 会場:ほんぼーと正面玄関 エントランス展示スペース 内容:観覧者が正しい歴史認識を持つよう、実際の歴史資料や写真を用いたパネルを展示した。	0	「江戸時代の新潟町のキヨメ役の人たちの仕事と役割」というテーマでパネルを展示し、江戸時代の新潟町の被差別民が担った仕事や果たした役割について、来場した市民に紹介することができた。	・実際の歴史資料や写真を用いたパネルを展示することにより、展示を見る市民の視覚に訴えることができ、人権啓発に寄与している。 ・前年の「いのち・愛・人権」新潟展で制作したパネルであるが、経年による傷み、破損等に留意する。今後、補修等の必要が出てくると考えられる。	歴史文化課
	3		人権教育、同和教育のための校内研修	校内研修への講師の派遣し、人権教育、同和教育のための校内研修を目的とする。	対象:学番奇数番の13中学校区に外部講師を派遣した。 内容:人権・同和センター推薦者などによる講演。教育ビジョンを受けて外部講師を招いた校内研修の実施 対象:市内幼稚園、小・中学校44校 内容:各校の自主的運営による研修会	322	人権・同和問題等の専門家を招聘しての研修会は、教職員の人権感覚を磨き、教育実践の方法を考える上で大変役立っている。	過去に招聘された講師データを提示するなどして、招聘に関する参考資料を充実させる。	学校支援課
	4		新潟県同和教育研究集会参加	学校教職員の人権教育、同和教育の研修を目的とする。	新潟県同和教育研究協議会主催の第22回研究集会に参加。 期日:平成26年8月7日(木) 会場:五泉市さくらんど会館 対象:新潟市立学校教職員 内容:①講演会 講師 江嶋 修作さん ②5分科会による講座	3	差別の現実に学びつつ、かかわる同和教育を進める上で必要となる事柄について、全県的な視野から研修することのできるよい機会となっている。基調提案や講演会、具体的な実践事例などに触れることで、参加した教職員の人権感覚が磨かれている。	県内遠隔地開催の場合の参加者増が課題である。	学校支援課
	5		人権教育・同和教育担当者研修	市立小中学校・園の人権・同和教育担当者を対象に、人権・同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日:平成26年11月21日(金) 会場:秋葉区役所 対象:市立学校・園の担当者 内容:講演会(佐藤健教諭 新発田市立住吉小学校)、中学校区ごとの情報交換	2	各校の人権教育推進を担う教職員が一堂に会し、実践発表や講演に学ぶ機会を得たことは、差別の撤廃と人権確立の理解と認識を深めることに役立った。	人権教育担当者が学んだことを職場で生かし、広めていくことが課題である。	学校支援課

6 同和問題	6	管理職人権研修会	市立小中学校・園の管理職を対象に、人権・同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日：平成26年8月4日(月) 会場：新潟市市民芸術会館 対象：市立学校・園の管理職 内容：「人権教育研修会(新潟市教育委員会生涯学習課主催)」	0	管理職が、人権教育・同和教育の具体的実践に学ぶことで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識を確かなものにし、これからの学校における人権・同和教育推進の方向性をつかむ上で役立った。	講演会で得た情報を自校化し、人権・同和教育を一層推進することが課題である。	学校支援課
	7	人権教育研修会	職員一人一人が、人権問題に関する知識を深め、同和問題の歴史や現状を再認識し、人権教育のさらなる向上を図ることを目的とする。	開催日：平成26年8月4日(月) 時間：14:00～16:00 会場：りゅーとぴあ新潟市民芸術文化会館 劇場 講師：新潟産業大学教授 秋山正道 参加者数：311人	100	市職員や教職員等、多くの方から参加いただき、人権・同和問題に対する理解と認識を深めることができた。	引き続き、参加者の理解が深まるとともに、満足度が高まるようなテーマ設定や講師選定に努める。	生涯学習課

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
7 外国籍 市民	1	国籍や民族を問わずすべての人にとって暮らしやすい地域社会をつくるため、(公財)新潟市国際交流協会や民間団体と連携しながら、国際理解事業を通じて外国文化に対する理解を広げるとともに、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語教育に対する一層の支援などを図り、差別や偏見のない、外国籍市民にとって住みやすいまちづくりを進めていきます。	外国籍市民懇談会	地域で意見交換を行い、外国籍市民にとっても住みやすい「多文化共生のまちづくり」を推進する。	中央区、西蒲区において懇談会委員をそれぞれの区の中で指名または公募し、各2回懇談会を実施する。委員募集のお知らせにアンケートを同封し、生活上のような問題があるのか把握に努める。懇談会では外国籍住民から日頃困っていること、悩んでいることを紹介していただき、自由に意見を話してもらう。	265	各区在住の外国籍市民を対象としたアンケートを実施し、より身近な問題として多くの意見があった「地域・交流・コミュニケーション」「日本語の問題について」を設定し、それらの解決に向けた方策を検討した。それ以外にも医療などその他の問題についても話し合われた。	他部署・関係機関との連携のもと、検討した方策を各区あるいは行政全体として実施することを目指す。	国際課
	2		災害時における在住外国人支援	災害時における在住外国人支援体制の構築する。	災害について基本知識を持たない在住外国人を対象として、防災訓練への参加を呼びかけ、啓発資料を配布する。また新潟市の災害時外国人支援体制を関係部署・団体とともに構築する。	76	北区、東区、西区において地域防災訓練に参加してもらい、基本知識を体験的に伝えることができた。在住外国人と地域住民とが顔の見える関係を築く、地域のネットワーク化につなげるきっかけとなった。また、災害時多言語支援センター設置に係る協定に基づき、運営マニュアル策定に向けて関係機関との協議を開始した。	地域防災訓練参加を継続し、基本知識の習得、地域のネットワーク化の深化を図る。 また、災害時多言語支援センター運営に関するマニュアルを整備し、災害時における支援方法の具体化を図る。	国際課
	3		留学生の支援	留学生と市民との人間関係を構築を支援し、留学生生活の向上を図る。	市内の留学生向けに地域との交流の場として「いしがた発見観光モニターツアー」「おしゃべりサロン自国文化紹介教室」「新潟市プロモーションビデオコンテスト」を実施する。	143	市内在住人数の少ない留学生が出身国を紹介するサロンを実施し市民との相互理解を深めることができた。また、市内の歴史、文化を体験してもらった新規留学生を対象としたツアーや母国語で新潟市を紹介するビデオコンテストを実施し、留学生の本市の理解促進、情報発信に寄与した。	市内大学・専門学校等に対し、事業の周知が図られ、連携・協力体制の基礎を構築しつつある。今後、更なる深化を図る。	国際課
	4		在住外国人および留学生の支援  (公財)新潟市国際交流協会事業)	在住外国人と留学生の生活を支援することで多文化共生のまちづくりにつなげる。	日本語講座 日本語教育講座 外国にルーツをもつ児童・生徒のための学習支援 外国語による相談窓口 留学生国民健康保険料助成	5,113	日本での暮らしに不可欠な日本語の習得を支援するとともに、日本語が不自由な児童・生徒の学習支援や外国語による相談の受付、留学生への国保料助成金の支給を通じ、在住外国人や留学生の生活を支援した。	多文化共生のまちづくりを進めるため、引き続き在住外国人支援・留学生の支援を行っていく。	(公財)新潟市国際交流協会
	5		啓発冊子購入【再掲】	人権に関する啓発冊子を購入し、配布することにより人権啓発を図る。	人権啓発冊子「一緒に考えよう 外国人の人権」「オリンピック・パラリンピックと人権」「人権マンガ『自分らしく生きる』」などを購入し、「人権イラスト展」などのイベント参加者や関係団体、市民へ市役所窓口等で配布。	710	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。 また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子と一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	人権は身近なもの、いろいろな人権問題があることを啓発するにあたり、手にとって気軽に見てもらえる啓発冊子の選定に努めている。 また、人権相談窓口の一覧と様々な人権問題に係る啓発冊子と一緒に配布することにより、人権意識の定着と人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知を図った。	広聴相談課

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
8 感染症 患者等	1	エイズ患者・感染者・ 家族等への差別や偏見の 解消のため、イベントや 健康教育、相談・検査等、 さまざまな機会を通じて 人権に配慮した正しい知識 の普及・啓発活動の推進を 図ります。	健康教育事業	健康教育を実施し、感染の 予防などの知識を得るとも に、正しい知識の普及と啓 発を推進することを目的と する。	中・高等学校、専門学校等 を対象に健康教育を実施。 【区・保健所で合計19回 実施、延べ2,666人に実施】	(対策促進事業)3,144	アンケートの中から、他人 事ではなく、自分自身にも 関係があると感じる人が多 く、身近な問題として捉え てもらえることができた。 また、健康教育を実施する ことで、病気の理解や予防 についての知識を深めるこ うすることができた。	同じ年代でも性教育に対し ての反応は様々である。ど のような所に重点を置いて 健康教育を実施すると良い のか、学校側との打ち合わ せや調整が重要である。ま た、日常的に学校でも指導 フォローしてもらえよう伝 えていく必要があると考 える。	保健管理課
	2		世界エイズデー2014	エイズについて、正しい 知識の普及と啓発を推進 することを目的とする。	新潟県と共催で市民等を 対象に、ステージイベント 、街頭キャンペーン、レ ッドリボンツリーの展示 ・HIV(※12)検査を実施。 開催日:平成26年11月30 日(日) 会場:イオンモール新潟南 内容:まちなかエイズ検査 (B・C型肝炎検査同時 実施) メモリアルキルト展 エ イズトークショーなど	(対策促進事業)3,144 (検査相談事業)4,143	学校では教育の機会があ るが、それ以外ではHIV・ エイズについて知る機会 は少ない。広く市民に働 きかけることで、様々な 年代層がHIV・エイズに 関心を持つことができた。	HIV・エイズについての普 及啓発を続けていくこと が必要と考える。様々な 場所や機会を使い、啓 発活動を実施していく。	保健管理課
	3		HIV検査普及週間イ ベント	エイズについて、正しい 知識の普及と啓発と、 HIV感染症の早期発見 ・早期治療に結びつ けられるよう検査の必 要性について啓発する ことを目的とする。	エイズ相談、無料の匿名 検査を実施するとともに 、性感染症のクイズや 相談を実施。開催日: 平成26年6月1日(日) /6月8日(日) 会場:新潟市保健所/ けんこう広場ROSA びあ  他に、街頭キャンペーン ・雑誌掲載・市報・市 の広報テレビ等で啓 発実施した。	(対策促進事業)3,144 (検査相談事業)4,143	クイズで性感染症に関 する基本的な知識の確 認をすることで、意識 づけになったと考える。 また、検査の必要性を 感じ、HIV検査を受 検する人もいた。	知識・検査の普及啓 発を実施していく。必 要な人が検査を受ける ことができるように、 検査の受けやすい体 制を整える。	保健管理課
	4		エイズ相談・検査	エイズについての不安 解消や正しい知識の普 及と啓発を推進するこ とを目的とする。	エイズ相談、無料匿名 検査を実施。【検査 実施1,172件】 【相談実績1,425件】	(検査相談事業)4,143	性に関する理解度を 性に関するチェックシ ートを用いて確認しな がら保健指導を実施 した。個別相談にて感 染経路や予防方法につ いてなど、正しい知識 を伝えることで、予 防や偏見の解消を図 った。	受検者は現在の自身 の感染の有無を知る ことを目的に来所す るが、自分の身体・ パートナーの身体を 考えた行動がとれる ように、今後の生活 において行動変容に つながるような保健 指導を実施していく。	保健管理課

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
9 新潟水俣病被害者	1	新潟県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を生かし、人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などを推進していきます。また、新潟水俣病に対する知識・理解を深めるため、市職員や教職員への研修の充実に努めます。	新潟水俣病市民講座	市民の中にはいまだに水俣病に対する差別や偏見が残っていることから、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうため市民講座を開催</p> <p>【Ola!aga!!新潟水俣病をみて・ふれて】 開催日:平成26年8月3日(土) テーマ:親子で行く!阿賀野川流域“ほんもの体験”ツアー 参加者:市内在住の小学5・6年生の親子11組 内容:○企業城下町・鹿瀬の工場跡など現地見学 ○元・船頭の新潟水俣病被害者のお話を伺う ○中流域の産業体験</p> <p>【新潟水俣病 新潟大学公開講座】 日時:平成26年12月17日(水) 220名</p>	194	学生及び市民に参加してもらい、新しい多くの方々に新潟水俣病を知ってもらうことができた。	今後も引き続きより多く市民、特に若い世代の人達に水俣病について理解をしてもらう機会を作り、地域における差別や偏見をなくしていくことにつながっていくような企画立案が必要である。	保健衛生総務課
	2		新潟水俣病展	市民の中にはいまだに水俣病に対する差別や偏見が残っていることから、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうためパネル展示を開催</p> <p>○開催日:平成26年5月19日(月)～5月30日(金) 会場:新潟市役所本庁 正面 内容:新潟水俣病のあらまし 年表・差別・偏見</p> <p>○開催日:平成26年7月7日(月)～7月18日(金) 会場:秋葉区役所ロビー 内容:新潟水俣病のあらまし 差別・偏見ほか</p> <p>○開催日:平成26年9月4日(木)～9月30日(火) 会場:ほんぼーとエントランスホール 内容:新潟水俣病のあらまし 差別・偏見ほか</p> <p>○開催日:平成26年10月19日(日) 会場:新潟福祉まつり 万代シティ 内容:新潟水俣病のあらまし 差別・偏見ほか</p> <p>○開催日:平成26年11月10日(月)～21日(金) 会場:新潟医療福祉大学 内容:新潟水俣病のあらまし 差別・偏見ほか</p>	173	多くの方が立ち寄り場所でおこなう展示をおこなうことで、関心のなかった方も含めより多くの方々に新潟水俣病を知ってもらう機会となった。	水俣病に対する理解と、地域の融和と再生を図ることを目的とし、これからも継続しパネル展示を開催していくことが必要である。	保健衛生総務課

9 新潟水俣病被害者	(2)	(新潟水俣病展)		○開催日：平成26年12月8日(月)～19日(金) 会場：新潟大学 内容：新潟水俣病のあらまし 差別・偏見ほか ○開催日：平成27年2月9日(月)～27日(金) 会場：横越出張所 内容：新潟水俣病のあらまし 差別・偏見ほか				(保健衛生総務課)
	3	新潟水俣病職員研修	新潟水俣病について、職員の知識・理解を深めることを目的とし、阿賀野川流域地域の融和と再生、住民の健康不安の解消などをめざす新潟水俣病対策に資するための研修を実施。	新任係長職員、採用10年目職員、平成26年度新規採用職員への研修及び新規採用教職員研修の実施  ○開催日：平成26年5月7日(水) 対象：新任係長 156名 ○開催日：平成26年5月20日(火) 対象：新規採用職員 168名 ○開催日：平成26年8月7日(木) 対象：新規採用教職員 75名 ○開催日：平成26年9月17日(水) 対象：採用10年目職員 74名	0	新潟市の職員に研修を実施することは、新潟水俣病患者の理解及び差別や偏見をなくすことの必要性の理解に役立った。	新潟市の職員として、新潟水俣病に対する知識・理解を深めるための研修の継続は引き続きが必要である。	保健衛生総務課
	4	環境学習	子どもたちが、新潟水俣病の歴史と人権問題を把握して、人と人との絆の大切さを理解し、差別・偏見なく公平・公正に正義の実現に努めるための知識、行動力、意欲を育てていくことや環境問題を身近なものとしてとらえ、環境の大切さを理解し、新潟水俣病のような悲劇を繰り返さないための知識、行動力、意欲を育てていくことを目的とする。	市内6校の小学校で実施。環境学習の実施校は県の実施校と合同で発表会を行う。	905	次代を担う小学生に、環境学習を実施することは、新潟水俣病を身近な問題として考えることができ、差別や偏見をなくすことに役立った。	1区1校の参加を目指しているが、各区からの参加は実現できていない。子どもたちへの教育は特に重要であり、多くの小・中学校に取り組んでもらうために、教育委員会と一層連携して取り組んでいくことが重要と考えている。	保健衛生総務課

## 【分野別人権施策の実施状況（平成26年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
10 インターネットによる 人権侵害	1	表現の自由やプライバシー(※10)、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任を持って正しく使ってもらうため、人権教育・啓発に取り組みます。また、学校においては、コンピューターやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上をめざした教育の充実に努めます。	情報モラル指導	各学校・園の教員に、情報モラル教育について研修をする機会を提供することを目的とする。	開催日:平成26年7月14日(月) 会場:総合教育センター 対象:市内小・中・中等教育・高等学校・園の教員 内容:講義「情報モラル教育の現状と重要性」、演習「学校ですぐに使える情報モラル教材の体験」「情報モラルの指導案や指導プランの作成」 講師:総合教育センター指導主事	0	情報教育に精通した講師からの情報提供で、「情報モラル教育」についての理解を深めることができた。	変化が激しいICT環境で新しい情報を提供する。	学校支援課
	2	表現の自由やプライバシー(※10)、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任を持って正しく使ってもらうため、人権教育・啓発に取り組みます。また、学校においては、コンピューターやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上をめざした教育の充実に努めます。	市小中学校PTA連合会(講師派遣)	市小中学校PTA連合会総会の終了後、PTA役員を対象に「子どもに教えたいたいインターネットのこわさ」をテーマに講義を実施し、インターネットによる人権侵害や危険性について情報提供することにより、インターネットにおける親子の適正な使用について理解を深めてもらうことを目的とする。	開催日:平成26年6月7日(土) 会場:万代シルバーホテル 対象:市内小・中学校PTA役員 内容:講義「いじめの実態と対応について」 講師:学校支援課指導主事	0	インターネットによる人権侵害や危険性について情報提供することにより、インターネットにおける親子の適正な使用について理解を深めてもらうことができた。	いじめの防止のための対策とあわせて、こうした啓発を継続する。	学校支援課

## 【分野別人権施策の実施状況（平成25年度実施分）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (実績額) (単位:千円)	事業の効果 (アンケート結果など)	課題	所管所属名
11 さまざまな人権問題	1	北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、国家による許されない人権侵害です。この問題は国家間の問題ですが、本市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、市内の韓国・朝鮮籍住民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう、「人権文化」の創造・定着との関連で配慮が必要です。	拉致問題解決に向けた啓発事業	市民に拉致問題や特定失踪者の問題について理解を深め、関心を持ち続けてもらうとともに、問題解決に向けた世論喚起を目的とする。	<p>【懸垂幕の掲示】</p> <p>①市役所本館に懸垂幕を掲示 期間:平成26年11月14日(金)～など 掲示内容: 「市民の願い 横田めぐみさん大澤孝志さんたちの北朝鮮拉致事件の全容解明と全面解決を」</p> <p>②市役所分館に横看板を掲示 期間:通年 掲示内容: 「市民の願い 横田めぐみさんたちの北朝鮮拉致事件の全面解決を」</p> <p>③西蒲区役所に懸垂幕を掲示 期間:通年 掲示内容: 「北朝鮮による拉致疑惑の「大澤孝志さん」の究明・救出にご支援を」</p> <p>【パネル展の実施】</p> <p>①「北朝鮮による拉致問題巡回パネル展」 期間:平成26年7月1日(火)～12月5日(金) 会場:市役所及び区役所(計8か所を巡回) 主催:新潟市, 新潟県(共催事業)</p> <p>②「拉致被害者・特定失踪者の救出を願うパネル展」 期間:平成26年11月10日(月)～12月12日(金) 会場:新潟市役所本館正面玄関脇 主催:新潟市 後援:新潟県</p> <p>③「拉致問題を考えるパネル展」 期間:平成26年12月10日(水)～12月11日(木) 会場:新潟日報メディアシップ20階展望室 主催:新潟市, 新潟県, 新潟日报社(共催事業)</p>	119	市民に対して拉致問題を周知するとともに、市民による拉致被害者の早期帰国への機運醸成を図ることができる。	いまだに、拉致被害者全員の帰国が果たせていないことが課題である。	防災課

<p>11 さまざ まな人権 問題</p>	<p>(1)</p>				<p>【集会・シンポジウムの開催】 ①横田めぐみさんとの再会を誓うチャリティコンサート 期間：平成26年9月21日（日） 会場：新潟県民会館小ホール 主催：横田めぐみさんの同級生の会 後援：新潟市ほか</p> <p>②「忘れるな拉致11.15県民集会」 期間：平成26年11月15日（土） 会場：リゅーとびあ（新潟市民芸術文化会館） 主催：新潟市、新潟県、新潟日报社（共催事業）</p> <p>【上映会の開催】 家族の絆「めぐみ～引き裂かれた家族の30年～」上映会 期間：平成26年12月19日（金） 会場：クロスパルにいがた 主催：新潟県、共催：新潟市</p> <p>【パブリック・ビューイング】 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における政府主催「拉致問題啓発コンサート」に係るパブリック・ビューイングの実施 期間：平成26年12月8日（月） 会場：メディアシップ（新潟日报社屋） 主催：政府拉致問題対策本部、新潟県、新潟市</p>			<p>(防災課)</p>
-----------------------------------	------------	--	--	--	--	--	--	--------------

## ◎ 主な用語の解説

### (※1) NGO (Non-governmental Organization)

非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし、現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

### (※2) NPO (Non-profit Organization)

民間非営利組織。営利を目的としない国際的・国内的組織で、活動分野は広範。NGOは民間団体の非政府性（政府からの独立性）に着目し、NPOはその非営利性を重視する用語である。

### (※3) デートDV

配偶者以外の交際相手からのDVのこと。（DVについては（※4）を参照）

### (※4) DV（ドメスティック・バイオレンス）（domestic violence）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力などのこと。

DV被害者の多くは女性だが、男性が被害者になることもあるほか、同性パートナー間にも存在することが指摘されている。

### (※5) ワーク・ライフ・バランス（Work-life balance）

「仕事と生活の調和」のこと。「仕事と生活の調和憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

### (※6) ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。）

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

### (※7) ステップハウス

自立を目指すDV被害者とその同伴児等が、新しい生活を始める前の準備期間中に滞在できる施設のこと。

## ◎ 主な用語の解説

### (※8) ワークショップ

多様な人たちが主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場のこと。

### (※9) ユニバーサルデザイン

一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体状況等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方。

### (※10) バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がい者の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### (※11) ピアサポート

「仲間同士の支え合い」を意味し、同じ課題に直面する人同士が互いに支え合い、互いの回復につなげていくこと。障がい分野だけでなく、学校、地域、子育て、疾病等、様々な分野で活用されている。

### (※12) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

人の免疫細胞を破壊し、免疫力を低下させるウイルス。HIVに感染してもすぐに発症することではなく、潜伏期間を経て、症状があらわれた時点でエイズの発症と診断される。

### (※13) プライバシー

個人の日常生活や社会活動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体状況等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方。